

○農林水産省令第八十三条  
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を改正する省令

規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年十二月二十七日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分が無いものは、これを削る。

規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改

正

後

改

正

前

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一、四、（略）

（削る）  
五、十五、（略）

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一、四、（略）  
五、エフロトマイシン  
六、十六、（略）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類

特定飼料等製造設備

技術上の基準

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

亞鉛バシトラシン、アピラマ  
イシン、アルキルトリメチル  
アンモニウムカルシウムオキ  
シテトラサイクリン、エンラ  
マイシン、クロルテトラサイ  
クリン、サリノマイシンナト  
リウム、センデュラマイシン  
ナトリウム、ナラシン、ノシ  
ヘプタイド、ビコザマイシン、  
フラボフオスフオリポール、  
モネンシンナトリウム、ラサ  
ロシドナトリウム、リン酸タ  
イロシン

（略）

別表第一（第十五条関係）

特定飼料等の種類

特定飼料等検査設備

技術上の基準

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

亞鉛バシトラシン、アピラマ  
イシン、アルキルトリメチル  
アンモニウムカルシウムオキ  
シテトラサイクリン、エンラ  
マイシン、クロルテトラサイ  
クリン、サリノマイシンナト  
リウム、センデュラマイシン  
ナトリウム、ナラシン、ノシ  
ヘプタイド、ビコザマイシン、  
フラボフオスフオリポール、  
モネンシンナトリウム、ラサ  
ロシドナトリウム、リン酸タ  
イロシン

（略）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類

特定飼料等検査設備

技術上の基準

（略）

（略）

（略）

亞鉛バシトラシン、アピラマ  
イシン、アルキルトリメチル  
アンモニウムカルシウムオキ  
シテトラサイクリン、エンラ  
マイシン、クロルテトラサイ  
クリン、サリノマイシンナト  
リウム、センデュラマイシン  
ナトリウム、ナラシン、ノシ  
ヘプタイド、ビコザマイシン、  
フラボフオスフオリポール、  
モネンシンナトリウム、ラサ  
ロシドナトリウム、リン酸タ  
イロシン

（略）

農林水産大臣 吉川 貴盛

この省令は、公布の日から施行する。

別表第三(第十六条関係)

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	並びに検査に関する組織	基準
(略) 亜鉛バシトラシン、アビラマ イシン、アルキルトリメチル アンモニウムカルシウムオキ シテトラサイクリン、エンラ マイシン、クロルテトラサイ クリン、サリノマイシンナト リウム、センデュラマイシン ナトリウム、ナラシン、ノジ ヘプタダイド、ビコザマイシン、 フラボフォスオリポール、 モネンシンナトリウム、ラサ ロシドナトリウム、リン酸タ イロシン	(略) (略)	(略)	

別表第三(第十六条関係)

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	並びに検査に関する組織	基準
(略) 亜鉛バシトラシン、アビラマ イシン、アルキルトリメチル アンモニウムカルシウムオキ シテトラサイクリン、エフロ トイマイシン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリン、サ リノマイシンナトリウム、セ ンデュラマイシンナトリウ ム、ナラシン、ノシヘプタイ ド、ビコザマイシン、フラボ フォスオリポール、モネン シンナトリウム、ラサロシド ナトリウム、リン酸タイロシ ン	(略) (略)	(略)	